

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条	一類から三類感染症の病原体に汚染された疑いのある生活用水の使用制限等	指導予防課

一類から三類感染症の発生の予防とまん延防止のため、必要があると認める時は、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活用水について、期限を定めて使用又は給水の制限し、又は使用を禁止することができる。

その処分基準は次のとおりとする。

処分基準

一類から三類感染症の発生の予防とまん延防止のため、必要があると認める時

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。